

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
株式会社三枝組	千葉県茂原市茂原 1 3 1 0

2 指名停止措置期間

令和 7 年 1 月 2 4 日～令和 7 年 2 月 2 3 日（1 ヲ月）

3 指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する工事

4 事実概要

株式会社三枝組及び同社の元取締役は、法人税等を脱税したとして、令和 6 年 1 1 月 8 日、法人税法違反等の罪で千葉地方検察庁に起訴された。

5 指名停止措置理由

上記 4 は、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2 第 1 5 号（不正又は不誠実な行為）に該当すると認められる。

<官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領>

別表第 2 第 1 5 号

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 1 5 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヲ月以上 9 ヲ月以内